

石川県弓道連盟役員等選出規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約（以下「規約」という。）第9条の規定により、石川県弓道連盟（以下「本連盟」という。）役員等の選出に関する必要な事項を定める。

(会長・副会長・監事)

第2条 会長は、理事会において推挙し評議員会の承認を得る。

2 副会長及び監事は、理事会において推挙し評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(理事長等)

第3条 理事長、副理事長、事務局長及び会計は、理事会で選出のうえ、会長が委嘱し、評議員会に報告する。

(常任理事)

第4条 常任理事は、理事の中から若干名を理事長が推薦し会長が委嘱し、理事会及び評議員会に報告する。

(理事)

第5条 理事は、一般各加盟団体は原則として理事長を選出し、また、大学関係、高体連及び中体連は、それぞれ選出された代表者とする他、会長が推薦した者とする。

2 理事の選出数は次のとおりとする。

(1) 一般各加盟団体は1名、大学関係、高体連及び中体連は、それぞれ選出された代表者1名とする。

(2) 会長が推薦する者を若干名とする。

3 理事は本連盟の役員（規約第7条各号のうち（8）号を除く者）を兼ねることはできない。

理事が常任理事等の本連盟役員に就任した時は、当該加盟団体から別に理事を選出するものとする。

(全日本弓道連盟評議員)

第6条 全日本弓道連盟の評議員は、会長があたる。

2 会長が全日本弓道連盟の役員の任に就いたときは、または、会長が事情により評議員に就くことが困難な場合は、副会長及び理事長の中から会長が委嘱し、その旨を評議員会に報告する。

(県体育協会評議員)

第7条 石川県体育協会の評議員は、役員のうちから会長が委嘱し、その旨を評議員会に報告する。

2 前項の評議員が石川県体育協会の役員の任に就いたときは、別の役員のうちから会長が石川県体育協会の評議員を委嘱し、その旨を評議員会に報告する。

(名誉役員)

第8条 名誉役員等の推薦は次のとおりとする。

(1) 名誉会長は、本連盟の会長経験者に対し、評議員会及び理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) 顧問は、本連盟における功労者及び本連盟の活動に理解を示し協力する有識者のうちから理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(3) 相談役は、本連盟に理解と協力があり、事業を援助する者のうちから理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(4) 参与は、称号授有者で役員経験者のうちから、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

附 則

1 この規程は、平成18年2月5日から実施する。

2 平成20年4月1日 一部改正

3 平成23年4月1日 一部改正

4 平成24年4月1日 一部改正

5 平成25年4月1日 一部改正